

# 株式交換に係る事前開示書類の変更事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号に基づく  
変更後の事項の開示)

2025 年 12 月 26 日

大同工業株式会社

2025年12月26日

石川県加賀市熊坂町イ197番地

大同工業株式会社

代表取締役社長 新家 啓史

大同工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026年1月1日を効力発生日、株式会社椿本チェイン（以下「椿本チェイン」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示事項を記載した書面を2025年6月6日より備置しておりますが、今般、記載事項の一部に変更が生じましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり、変更後の事項を開示いたします。

なお、変更箇所は下線を付した箇所となります。

記

#### 5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号及び同条第6項）

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等（会社法施行規則第184条第6項第1号ハ、同項第2号イ）
- ① 当社

##### 【変更前】

<前略>

##### (イ) 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

<後略>

##### 【変更後】

＜前略＞

(イ) 自己株式の消却

当社は、2025年12月19日付の当社の取締役会において、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却することを決議いたしました。

(ウ) 特別利益の計上

当社は、2025年8月から2025年12月にかけて当社が保有する投資有証券の一部を売却いたしました。当社は、当該売却に係る投資有価証券売却益1,362百万円を、2026年3月期決算において、特別利益に計上いたします。

＜後略＞

以上